

第10 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資

1 公庫設立年月日及び目的

株式会社日本政策金融公庫（平成20年10月1日設立）

国民生活金融公庫，農林漁業金融公庫，中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）が統合

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）

（目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫は、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち、生活衛生関係営業（生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であって、生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。

政策金融改革の流れ

<基本方針の決定>

- 『政策金融改革の基本方針』
経済財政諮問会議（H17. 11. 29）
- 『行政改革の重要方針』
閣議決定（H17. 12. 24）
- 『行政改革推進法』成立
（H18. 5. 26）

- ・政策金融の機能の見直し，縮減
- ・対GDP比半減目標
- ・政策金融機関の再編の基本方針
- ① 5機関を統合し，一つの新政策金融機関へ
- ② 商工中金と政策投資銀行は完全民営化
- ③ 公営企業金融公庫を廃止
- ・危機対応体制の整備

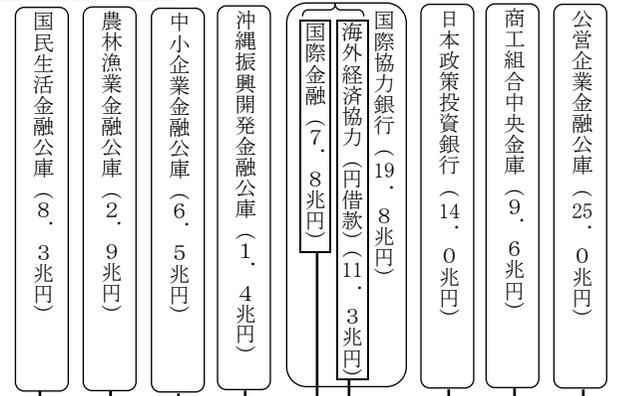
『政策金融改革の制度設計』
⇒行政改革推進本部で決定（H18. 6. 27）

『株式会社日本政策金融公庫法』『株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律』
（国会提出 H19. 2. 27，公布 H19. 5. 25）

- <株式会社日本政策金融公庫法の骨子>
- 1) 目的
 - 2) 組織・会計経理等
 - ① 政府の株式全額保有
 - ② 主要施策毎の勘定区分
 - ③ 予算の国会議決等の国の監督
 - ④ 国庫納付 等
 - 3) 業務
 - ① 行革推進法の業務限定を忠実に反映
 - ② 危機対応業務
 - 4) 設立規定等

『株式会社日本政策金融公庫』
平成20年10月発足

旧体制（平成18年度末） ○旧8機関（90.2兆円） ※数字は貸出残高



分離（平成24年4月1日）
株式会社国際協力銀行

2 貸付制度の概要

(1) 貸付の対象・貸付金の使途

区 分		一般貸付制度 及び振興事業貸付制度	生活衛生関係営業 経営改善資金特別 貸付制度
貸 付 の 対 象	(対象業種) ① 会社及び個人 食肉販売業，食鳥肉販売業，氷雪販売業	(資本金又は) 出資金)又は (常時使用する) は (従業員の数)	} (常時使用する従 業員の数) } 5人以下
	飲食店営業，喫茶店営業，理容業， 美容業，浴場業	5,000万円以下 50人以下	
	旅館業	5,000万円以下 100人以下	
	食肉卸売業，食鳥肉卸売業，氷雪卸売業	5,000万円以下 200人以下	
	興行場営業	1億円以下 100人以下	
	クリーニング業	3億円以下 100人以下	
	② 組合等 生活衛生同業組合，生活衛生同業小組合，生 活衛生同業組合連合会，事業協同組合等	3億円以下 300人以下	
③ 理容師・美容師養成施設の開設者			
貸 付 金 の 使 途	① 会社及び個人：設備資金，運転資金（振興事業貸付，生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付等） ② 組合等：設備資金，共同購入運転資金，運転資金（振興事業貸付）		

(2) 貸付制度概要

区分	貸付対象	貸付限度額
一般貸付	I 会社・個人 (対象業種) 1 飲食店営業 ・そば・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店 ・社交業 ・その他飲食店 2 喫茶店営業 3 食肉販売業 ・食肉販売業・食鳥肉販売業 4 冰雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業（映画、演劇、演芸にかかるもの） 8 旅館業 9 浴場業 ・一般公衆浴場業 ・サウナ営業 ・その他公衆浴場（注1） 10 クリーニング業 〔理容師・美容師〕 〔養成施設の開設者〕	設備資金 7,200万円 ただし、 クリーニング業（注2） 1億2,000万円 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 ・既存浴場で2施設以上の場合 4億8,000万円 ・借地契約の更新又は買取の場合 別枠1億5,000万円 サウナ営業 2億円
	II 組合等 生活衛生同業組合、同小組合及び同連合会 事業協同組合 商工組合等 一般社団法人等 〔理容師・美容師〕 〔養成施設の開設者〕	1 組合 設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 1億5,000万円 （理・美容師養成施設 2億8,000万円） 同連合会 3億円 同小組合 5,000万円 その他の組合 5,000万円 （理・美容師養成施設 1億8,000万円） 2 一般社団法人等 設備資金 4,500万円 （理・美容師養成施設 1億8,000万円）
振興事業貸付	I 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員 (対象業種) 1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 食肉販売業 4 冰雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業 8 旅館業 9 浴場業（一般公衆浴場業に限る。） 10 クリーニング業	設備資金 1億5,000万円 ただし、 一般公衆浴場業（別枠） 1億5,000万円 クリーニング業 3億円 興行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円 運転資金 5,700万円 （設備資金とは別枠）
	II 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合 (対象業種) 上記Iに同じ	振興事業設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 2億1,600万円 同小組合 8,000万円 振興事業運転資金 生活衛生同業組合 9,000万円 同小組合 4,000万円
	III 厚生労働大臣が振興指針を公示した業種に係る生活衛生同業組合連合会 (対象業種) 上記Iに同じ	振興事業運転資金 9,000万円

(注1) その他公衆浴場については、レジオネラ症の発生のおそれがある施設又は設備の改善を図るための資金及び生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付（直接被害関連に限る。）に限る。

(注2) クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は4,800万円。

区分		貸付対象	貸付限度額
災害貸付	I 会社・個人 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く)		設備資金 災害ごとに上乗せ3,000万円
	II 組合等 (対象業種) 一般貸付のIIに同じ		設備資金・共同購入運転資金 災害ごとに上乗せ5,000万円
生活衛生営業関係 資金特別貸付		生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた者 (対象業種) 一般貸付に同じ(その他公衆浴場業は運転資金に限る)	設備資金及び運転資金の合計で 1,000万円 (ただし、平成26年3月31日までは、1,500万円)
特 例 貸 付	環境対策等関連施設貸付	防災・環境対策資金 ・消防設備の設置又は整備を行う者 ・耐震診断を行う者及び事業継続計画を策定し、同計画に基づき耐震に資する施設等の導入を行う者 ・アスベストの発生及び飛散の防止のため施設等からのアスベストの除去等を行う者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く)	設備資金 上乗せ3,000万円 (ただし、上乗せ限度額は設備資金・運転資金の合計で3,000万円) 運転資金 (耐震診断及び除去したアスベストの処理に必要な資金に限る)
	事業安定等施設貸付	雇用安定資金 従来に比べて事業所全体で2人以上(中小企業信用保険法の特定業種に該当する業種の場合、女性、若者(30歳未満)若しくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合及び従業員規模が20人以下の場合は1人以上)の人材確保が見込まれる者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く)	設備資金 上乗せ3,000万円
	健康・福祉増進関連事業施設貸付	福祉増進資金 生活衛生営業指導センター(組合等においては厚生労働省)から「福祉増進関連事業施設等」である旨の証明を受けた者 (対象業種) 一般貸付に同じ(その他公衆浴場業は除く)	設備資金 上乗せ3,000万円 運転資金(組合等のみ)(注) (ただし、上乗せ限度額は廃止された受動喫煙防止資金との通算で3,000万円)

(注) 健康・福祉増進関連事業施設貸付(福祉増進資金)にかかる上乗せ限度額は、設備資金及び運転資金の通算で3,000万円である。

区分		貸付対象	貸付限度額
特 別 貸 付	衛生環境激変 対策特別貸付	感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、衛生水準の維持向上に著しい支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する者 (対象業種) 一般貸付に同じ（その他公衆浴場業は除く）	(別枠) 運転資金 衛生環境の激変事由ごとに1,000万円
	生活衛生関係営業セーフティネット貸付 経営環境変化対応資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、売上が減少するなど業況が悪化している者 (対象業種) 振興事業貸付のIに同じ	運転資金 振興事業貸付（運転資金）と合わせて 5,700万円 (ただし、平成26年3月31日までは、振興事業貸付（運転資金）と別に5,700万円)
	金融環境変化対応資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している者 (対象業種) 振興事業貸付のIに同じ	(別枠) 運転資金 3,000万円 (ただし、平成26年3月31日までは、4,000万円)

※東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、130頁を参照のこと。

(3) 貸付方式

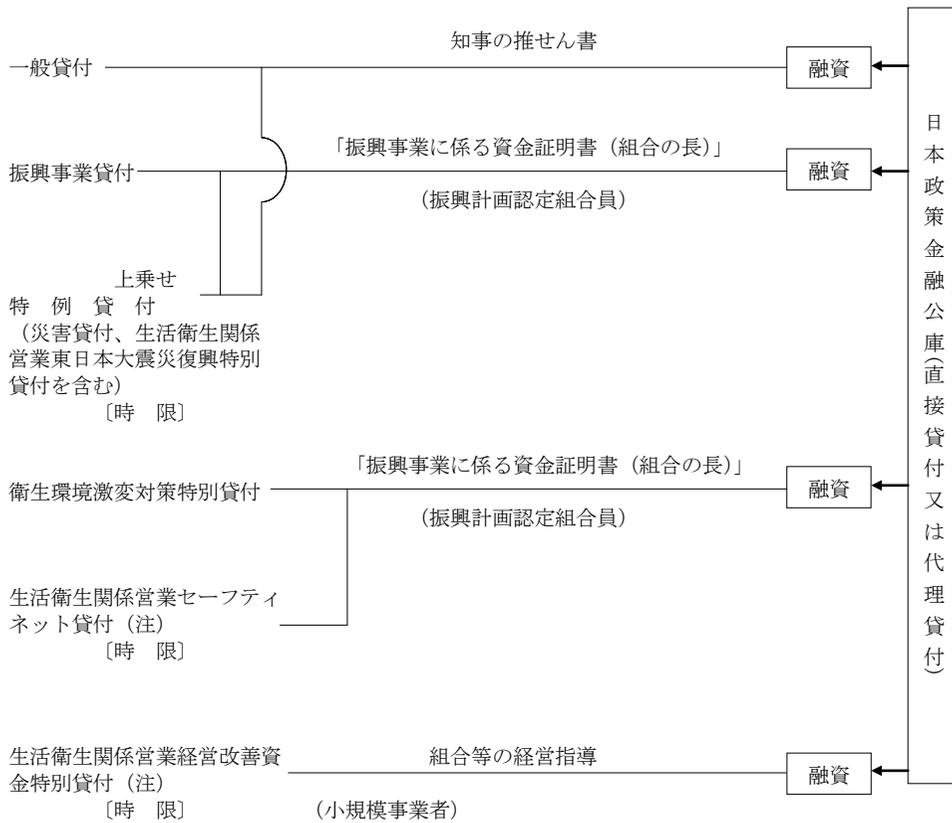
① 直接貸付

日本政策金融公庫（国民生活事業）の全国の152支店において取り扱っている。

② 代理貸付（次表の金融機関に貸付業務を委託している）

委 託 先		取 扱 金 額 等
銀行 信用金庫 信用組合 商工組合 中央金庫	日本政策金融公庫 （生活衛生資金貸付）指定の民間金融機関 本・支店	一般貸付及び振興運転資金貸付の申込金額が原則として300万円を超えるもの、振興事業設備貸付、特例貸付、災害貸付、衛生環境激変特別貸付を利用するもの。

(4) 制度フローチャート



(注) 生活衛生関係営業セーフティネット貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付については直接貸付のみの取扱いである。

3 一般貸付

- (1) 衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な設備資金貸付（振興計画認定組合の組合員は、4 振興事業貸付（115頁）を参照のこと）。

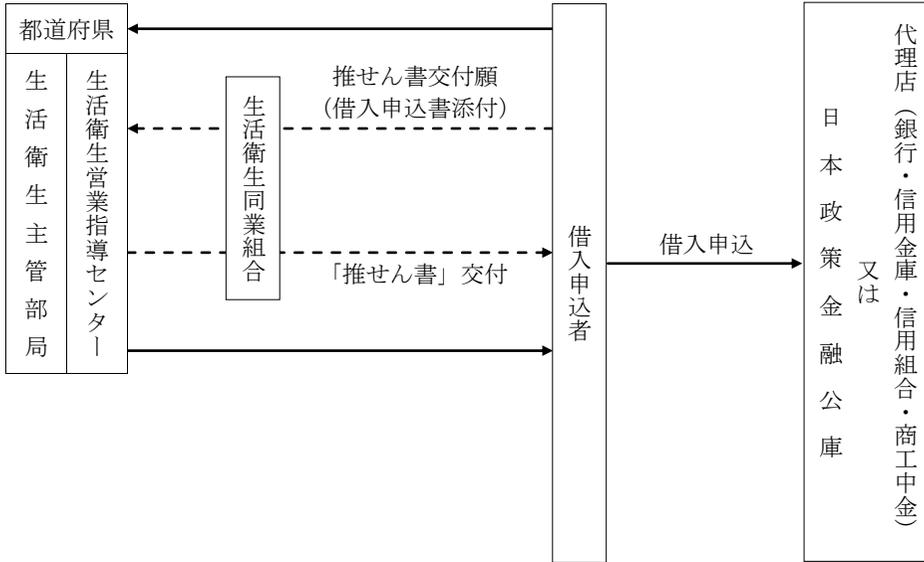
借入申込額が300万円を超える場合には、原則として都道府県知事の「推せん書」の添付が必要。

- (2) 制度の概要

業 種	貸付限度額	貸 付 期 間	貸付利率（年）
飲食店営業，喫茶店営業 食肉販売業，食鳥肉販売業 氷雪販売業，理容業，美容業 浴場業（その他公衆浴場業）	7,200万円	13年以内	基準利率 特別利率
クリーニング業	1億2,000万円	ただし ●従業員宿舎 15年以内	●省エネルギー設備等 特別利率②、③
興行場営業 浴場業（サウナ営業）	2億円	15年以内（特に必 要な場合20年以内）	●衛生設備等 特別利率③ ●浴場確保対策 浴場利率
浴場業（一般公衆浴場業）	3億円 （2施設以上の場合 4億8,000万円）	●一般公衆浴場業 30年以内	
	借地更新・買取資金の場合 （別枠）1億5,000万円		
旅館業	4億円		

- (注) 1 上記以外に生活衛生同業組合，理容師・美容師養成施設の開設者等に対する融資もある。
- 2 浴場業（その他公衆浴場業）については，レジオネラ症の発生のおそれがある施設または設備の改善を図るための資金及び生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付（直接被害関連に限る。）に限る。
- 3 クリーニング取次業（平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって，同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。）の貸付限度額は4,800万円。
- 4 貸付利率については，（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



(4) 一般貸付特別利率対象設備一覧

貸付対象者	貸付利率	施 設 又 は 設 備
飲食店営業 及 喫茶店営業	特別利率③	換気設備、消毒設備（消毒保管器を含む。）、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
食肉販売業 及 食鳥肉販売業	特別利率③	蒸気噴霧掃除機、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
氷雪販売業	特別利率③	※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
理容業 及 美容業	特別利率③	消毒設備、換気設備、タオル蒸器、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
興行場営業	特別利率③	換気設備、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
旅館業	特別利率③	換気設備、滅菌機、循環ろ過機、消毒設備（消毒保管器を含む。）、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、電気自動車用充電設備、ヒートポンプ方式熱源装置
一般公衆浴場業	浴場利率	、浴場施設・設備（浴槽、洗場、店舗等、煙突、給水湯設備、超音波設備、赤外線設備、ロッカー、鏡、深井戸、深井戸用ポンプ、換気設備、空気清浄機、空気調和設備、冷暖房設備、給排水衛生設備、貯油槽、給油車、重油貯蔵所、洗濯・脱水機、集塵・掃除機、乾燥機、消毒設備）、既存の公衆浴場にかかる借地契約の更新又は借地の買取に要する資金、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備、※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
	特別利率③	※※共同重油貯蔵所
サウナ営業	特別利率③	※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置
クリーニング業	特別利率③	換気設備、溶剤排出防止設備、※太陽熱利用冷温熱装置、※風力発電設備、※太陽光発電設備、※※産業廃棄物共同集積施設、引火性溶剤対策設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料、※クリーンエネルギー自動車、ヒートポンプ方式熱源装置

(注) 1 ※の設備が特別利率の適用を受けるのは、一定の条件を満たす場合に限る。

2 ※※は、組合等を対象とした設備である。

3 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

4 振興事業貸付

(1) 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員である会社又は個人を対象とする貸付。

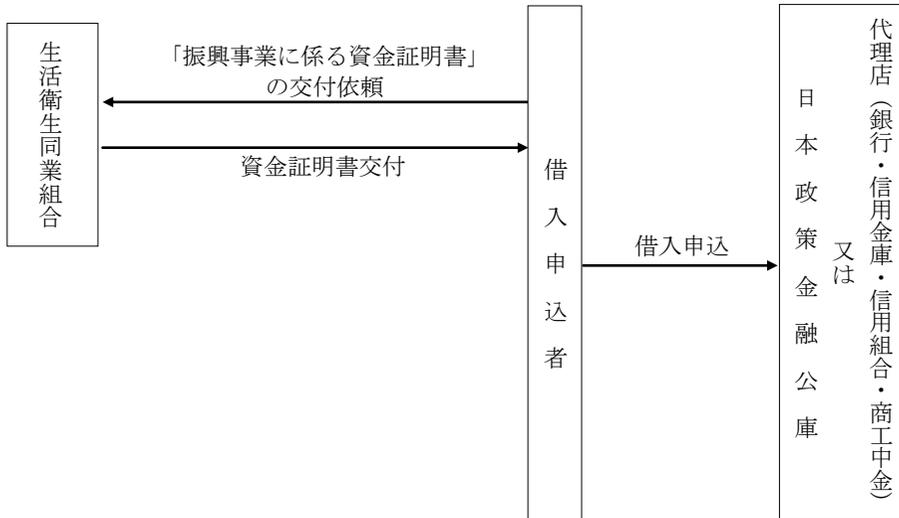
振興事業設備貸付と振興運転資金貸付とがあり、借入申込みの際には、認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」の添付が必要。

(2) 制度の概要

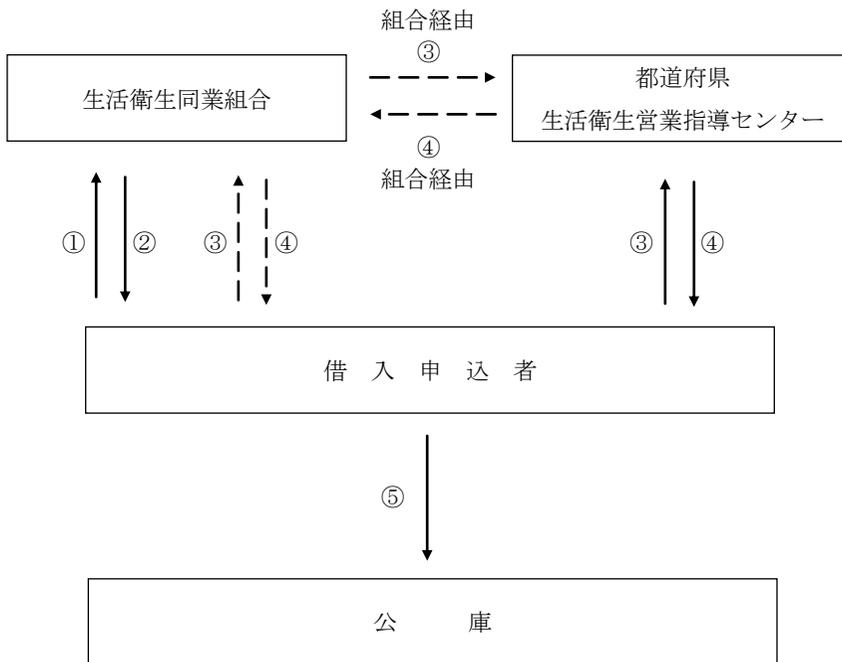
業種	貸付限度額		貸付期間	貸付利率(年)
飲食店営業, 喫茶店営業, 食肉販売業, 食鳥肉販売 業, 氷雪販売業, 理容業, 美容業	(設備資金) 1億5,000万円	(運転資金)	(設備資金) 18年以内 〔店舗等の新 設, 従業員宿 舎の新設又は 独立開業設備 資金で特に必 要な場合20年 以内〕	(設備資金) ●特定の施設・設備 特別利率③ 〔ただし, 組合等から一定 の会計書類を準備してい ること及び事業計画書を 策定していることの確認 を受けた者については特 別利率③-0.15%とする (振興事業促進支援融資 制度)。 ●上記以外は一般貸付と 同様
一般公衆浴場業	別枠 1億5,000万円			
クリーニング業	3億円			
興行場営業, 旅館業	7億2,000万円	5,700万円 〔設備資金 とは別枠〕	(運転資金) 5年以内 〔特に必要な場 合7年以内〕	(運転資金) 基準利率。ただし, 標準 営業約款登録業者につ いては特別利率①とす る。 〔ただし, 組合等から一定 の会計書類を準備してい ること及び事業計画書の 確認を受けた者について は基準利率-0.15%。標 準営業約款登録業者は 特別利率①-0.15%とす る(振興事業促進支援融 資制度)〕

- (注) 1 一般公衆浴場業の限度額は一般貸付と別枠。
 2 設備資金の貸付額が2億7,000万円超の部分については, 基準利率とする。
 3 クリーニング取次業(平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって, 同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は設備資金及び運転資金の通算で4,800万円。
 4 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。
 5 貸付利率については, (参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



標準営業約款登録業者が振興事業貸付（運転資金）の借入を行う場合の申込手続の流れ



- ① 「振興事業に係る資金証明書」の交付申請（注）
 - ② 「振興事業に係る資金証明書」の交付
 - ③ 「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付申請（別紙1）
 - ④ 「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付（別紙2）
 - ⑤ 借入申込（「振興事業に係る資金証明書」, 「標準営業約款登録業者であることの証明書」等添付）
- （注）事業計画書を策定している場合は、「資金証明書」の交付申請とあわせて事業計画書の確認を依頼する。

(4) 振興事業貸付特別利率適用対象施設設備一覧

業種 区分・年利率	飲食店営業	喫茶店営業	食肉販売業	食鳥肉販売業	冰雪販売業
(営業者) 特別利率③ (組合等から一定の 会計書類を準備し ていること及び事 業計画書の確認を 受けた者について は、基準利率－ 0.15%。)	※店舗等 厨房設備 空気調和設備 価格表示設備 仕入・配送用車 両 音響設備 業務用家具 駐車場設備 情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 送迎用車両 A E D（自動体 外式除細動器） 発電設備（省エ ネルギー設備を 除く。） 受動喫煙防止設 備	※店舗等 厨房設備 空気調和設備 価格表示設備 仕入・配送用車 両 音響設備 業務用家具 駐車場設備 情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 A E D（自動体 外式除細動器） 発電設備（省エ ネルギー設備を 除く。） 受動喫煙防止設 備	※店舗等 冷凍・冷蔵設備 空気調和設備 解凍庫 作業用設備 揚（焼）物機器 計量器 仕入・配送用車 両 真空包装機 ソーセージ製造 機 情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 A E D（自動体 外式除細動器） 発電設備（省エ ネルギー設備を 除く。） 受動喫煙防止設 備	※店舗等 冷凍・冷蔵設備 空気調和設備 解凍庫 作業用設備 揚（焼）物機器 計量器 仕入・配送用車 両 真空包装機 情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 A E D（自動体 外式除細動器） 発電設備（省エ ネルギー設備を 除く。） 受動喫煙防止設 備	※店舗等 配送用車両 冷凍設備 アイスクラッシ ャー 電気鋸 情報近代化設備 防犯設備 A E D（自動体 外式除細動器） 発電設備（省エ ネルギー設備を 除く。） 受動喫煙防止設 備
特別利率③	換気設備 消毒設備（消毒 保管器を含む） ※太陽熱利用冷温 熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備	換気設備 消毒設備（消毒 保管器を含む） ※太陽熱利用冷温 熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備	蒸気噴霧掃除機 ※太陽熱利用冷温 熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備	蒸気噴霧掃除機 ※太陽熱利用冷温 熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備	
特別利率②	※建築物の省エネ ルギー性能の向 上に資する設 備、機器及び建 築材料 ※クリーンエネ ルギー自動車 ヒートポンプ方 式熱源設備	※建築物の省エネ ルギー性能の向 上に資する設 備、機器及び建 築材料 ※クリーンエネ ルギー自動車 ヒートポンプ方 式熱源設備	※建築物の省エネ ルギー性能の向 上に資する設 備、機器及び建 築材料 ※クリーンエネ ルギー自動車 ヒートポンプ方 式熱源設備	※建築物の省エネ ルギー性能の向 上に資する設 備、機器及び建 築材料 ※クリーンエネ ルギー自動車 電気自動車用充 電設備 ヒートポンプ方 式熱源設備	※建築物の省エネ ルギー性能の向 上に資する設 備、機器及び建 築材料 ※クリーンエネ ルギー自動車 ヒートポンプ方 式熱源設備
(組 合) 特別利率③	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同情報近代化 設備 共同送迎用車両	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同情報近代化 設備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同食肉処理場 共同情報近代化 設備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同食鳥肉処理 場 共同情報近代化 設備	共同情報近代化 設備

(注) 1 ※印の設備が特別利率の適用を受けるのは、一定の条件を満たす場合に限る。

2 区分・年利率の欄の利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

理 容 業	美 容 業	一般公衆浴場業	クリーニング業	興 行 場 営 業	旅 館 業
※店舗等 理容椅子 空気調和設備 循環式同時給湯設備 洗濯・脱水機・乾燥機 毛髪・頭皮関連機器 業務用家具 店舗標識灯 ワゴン式ヘアースェット 洗髪設備 ラザーミキサー 集塵・掃除機 音響設備 駐車場設備 情報近代化設備 フェイシャル機器 全自動手指洗浄消毒器 防犯設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	※店舗等 美容椅子 空気調和設備 循環式同時給湯設備 洗濯・脱水機・乾燥機 毛髪・頭皮関連機器 業務用家具 店舗標識灯 ワゴン式ヘアースェット 洗髪ユニット設備 セットミラー 集塵・掃除機 音響設備 駐車場設備 情報近代化設備 フェイシャル機器 全自動手指洗浄防犯設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	教養娯楽・健康コーナー サウナ施設 喫茶コーナー 家族風呂施設 コインランドリー 駐車場設備 情報近代化設備 全自動手指洗浄防犯設備 自動券売機 A V機器 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	※店舗等 診断用カウンタ－ 洗濯物診断店表示設備 洗濯・脱水(液)機 洗濯脱液乾燥機 ランドリー用乾燥機 ドライ用乾燥機 プレス機 有気圧ボイラー コンプレッサー ベルトコンベア－ 配送用車両 空気調和設備 溶剤清浄装置 包装機 情報近代化設備 防犯設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	※店舗等 映写用設備 音響設備 舞台装置 椅子 空気調和設備 駐車場設備 入場券自動販売機 自動監視設備 情報近代化設備 防犯設備 デジタル映写設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	※店舗等 厨房設備 空気調和設備 洗濯・脱水機・乾燥機 駐車場設備 送迎車 ボイラー レジャー機器 寝具 音響設備 情報近代化設備 全自動手指洗浄消毒器 防犯設備 A V機器 A E D (自動体外式除細動器) 発電設備 (省エネルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備
換気設備 タオル蒸器 消毒設備 ※太陽熱利用冷温熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備	換気設備 タオル蒸器 消毒設備 ※太陽熱利用冷温熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備		換気設備 溶剤排出防止設備 ※太陽熱利用冷温熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備 引火性溶剤対策設備	換気設備 ※太陽熱利用冷温熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備	換気設備 消毒設備 滅菌機 循環ろ過機 ※太陽熱利用冷温熱装置 ※風力発電設備 ※太陽光発電設備
※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料 ※クリーンエネルギー自動車 ヒートポンプ方式熱源設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料 ※クリーンエネルギー自動車 ヒートポンプ方式熱源設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料 ※クリーンエネルギー自動車 ヒートポンプ方式熱源設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料 ※クリーンエネルギー自動車 ヒートポンプ方式熱源設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料 ※クリーンエネルギー自動車 ヒートポンプ方式熱源設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備、機器及び建築材料 ※クリーンエネルギー自動車 ヒートポンプ方式熱源設備
研修施設 移動研修車 共同情報近代化設備	研修施設 移動研修車 共同情報近代化設備	共同情報近代化設備	研修施設 共同特殊品処理工場 共同特殊品保管庫 共同購入資材配送用車両 研究施設 共同情報近代化設備	研修施設 共同情報近代化設備	研修施設 共同スポーツ施設 共同情報近代化設備

5 特例貸付

(1) 環境対策等関連施設、事業安定等施設及び健康・福祉増進関連事業施設の設置又は整備に要する資金の貸付。

(2) 制度の概要

区 分	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
環境対策等 関連施設貸付	防災・環境対 策資金 上乗せ 3,000万円 (上乗せの限度額は 設備資金・運転資金 の合計で3,000万円)	(設備資金) 15年以内 振興計画に基づく ものは18年以内 一般公衆浴場業に かかるものは30年 以内 (運転資金) 7年以内	(設備資金) ●消防関連・耐震関連 特別利率② 振興計画に基づく ものは特別利率③, 一般公衆浴場業に かかるものは浴場利 率 ●アスベスト対策関 連 特別利率③ 一般公衆浴場業に かかるものは浴場 利率 (運転資金) 基準利率
事業安定等施設 貸付	雇用安定資金 上乗せ 3,000万円	(設備資金) 15年以内 振興計画に基づく ものは18年以内 一般公衆浴場業 にかかるものは 30年以内	特別利率① 振興計画に基づく者 は特別利率②
健康・福祉増進関連 事業施設貸付	福祉増進関連 事業施設資金 上乗せ 3,000万円 (上乗せの限度額は 廃止された受動喫煙 防止資金との合計で 3,000万円)	(設備資金) 15年以内 振興計画に基づく ものは18年以内 一般公衆浴場業に かかるものは30年 以内	特別利率② 振興計画に基づく ものは特別利率③ 土地にかかるもの は基準利率

(注) 1 貸付限度額は一般貸付・振興事業貸付（事業安定等施設貸付及び環境対策等関連施設貸付の運転資金は振興事業貸付に限る。）の貸付限度額に上記金額を上乗せした金額である。

2 上記のうち福祉増進関連事業施設資金に限り、生活衛生同業組合等に対する融資もある。

3 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続

一般貸付，振興事業貸付の例による。

(4) 資金の用途

種 類		資 金 の 使 途
① 環境 対策 等 関連 施設	防災・環境対策資金	<p>ア) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の3第3項に規定する防災対象物品，第7条第2項，第3項，第4項及び第6項に規定する消火設備，警報設備，避難設備，消火活動設備並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）別表第1第10号に規定する液化石油ガス用ガス漏れ警報機</p> <p>(注) 自発的に設置又は整備する場合にも対象となる。（消防機関からの証明書等は必要ない）</p> <p>イ) アスベストの発生及び飛散の防止のために必要な施設又は設備</p> <p>ウ) 事業継続計画（BCP）に基づく，耐震改修に資する施設等及び緊急地震速報受信装置</p> <p>エ) アスベストの除去等適正処理に必要な運転資金</p> <p>オ) 耐震診断に要する運転資金</p>
② 事業 安定 等 施設	雇用安定資金	<p>生活衛生関係業者であつて，新たに2人以上（中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種に該当する場合，従業員20人以下の場合又は女性，若年者（30歳未満），高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1人以上）の人材を確保するために必要な設備資金</p>
③ 健康・ 関連 ・事業 福祉 増進 施設	福祉増進関連事業施設資金	<p>厚生労働省が定める高齢者等に配慮した施設整備基準に合致する施設又は設備</p> <p>(注) 都道府県生活衛生営業指導センターが発行する「福祉増進関連事業施設に係る資金証明書」が添付されたものを対象とする。</p>

6 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

(1) 生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けている従業員5人以下の小規模事業者を対象とする、経営改善を行うに当たって必要とする小口資金。

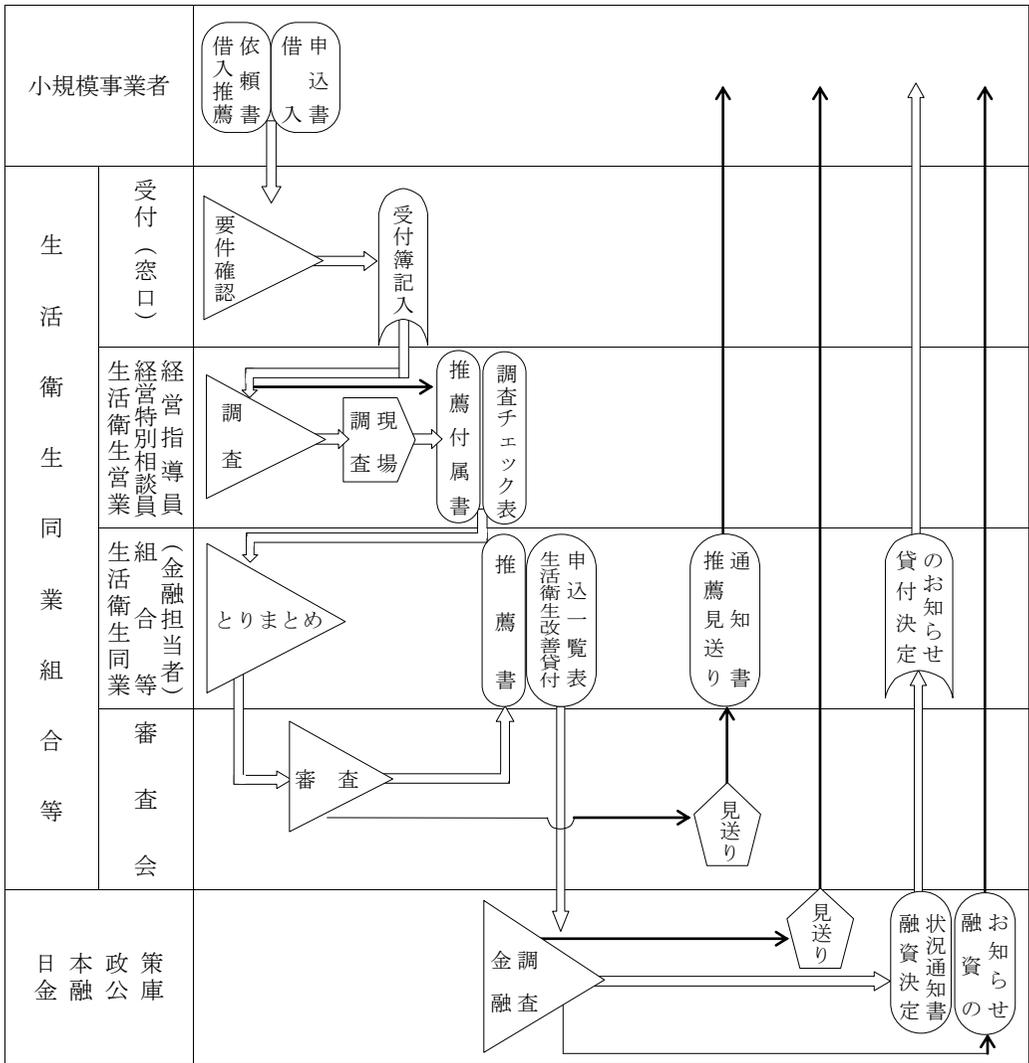
(2) 制度の概要

貸付限度額	1,000万円 (ただし、平成26年3月31日までは、1,500万円)
貸付期間	運転資金 5年以内 (ただし、平成26年3月31日までは、7年以内) 設備資金 7年以内 (ただし、平成26年3月31日までは、10年以内)
貸付利率	経営改善利率
担保・保証人	不要
実施期限	平成26年3月31日まで

※東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、130頁を参照のこと。

(注) 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



7 衛生環境激変対策特別貸付

(1) 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために必要な運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付対象	生活衛生関係事業者であって、次の(1)に該当し、衛生水準の維持向上の著しい支障を来していると認められるもので、かつ、(2)の要件を満たすもの (1) 衛生環境の激変に伴い、最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しているか、又は業歴が1年未満の場合であって、これと同様の状況にあり、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
資金用途	一時的な業況悪化により支障をきたしている資金繰りを安定させるために必要な運転資金
貸付利率	基準利率（ただし振興計画に基づくものは特別利率③）
貸付限度額	衛生環境の激変事由ごとに、別枠で1,000万円
貸付期間及び据置期間	貸付期間 5年以内（特に必要な場合、7年以内） 据置期間 6か月以内（特に必要な場合、1年以内）

(注) 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

8 生活衛生関係営業セーフティネット貸付

(1) 経営環境変化対応資金

① 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしている生活衛生関係業者であって、中長期的にはその業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係業者の経営基盤の強化を図るため、これら生活衛生関係業者の必要とする運転資金の貸付。

② 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、次の(1)から(7)のいずれかの経営状況に該当し、かつ、(8)の要件を備えるもの。</p> <p>(1) 最近の決算期における売上高が前期に比し10%以上（ただし、平成26年3月31日までは5%以上）減少していること、又は最近3か月の売上高が前年同期を下回り、かつ、今後も売上減少が見込まれること。</p> <p>(2) 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期に比して悪化していること。</p> <p>(3) 最近、回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等取引条件が悪化していること。</p> <p>(4) 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしているもの又はきたすおそれのあるもの</p> <p>(5) 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。</p> <p>(6) 前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有していること。</p> <p>(7) 前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上あること。</p> <p>(8) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。</p>
資金使途	<p>経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金</p> <p>（貸付対象(4)に係るものについては、業況悪化を回避するために必要な運転資金を含む）</p>
貸付利率	<p>基準利率</p> <p>特利G（基準利率－0.2%）（注1）</p> <p>特利T（基準利率－0.4%）（注2）</p> <p>特利U（基準利率－0.6%）（注3）</p>
貸付限度額	<p>振興運転資金貸付と合わせて5,700万円（ただし、平成26年3月31日までは、振興運転資金貸付とは別に5,700万円）</p>
貸付期間及び据置期間	<p>貸付期間 5年以内（特に必要と認められる場合7年以内（ただし、平成26年3月31日までは8年以内））</p> <p>据置期間 1年以内（特に必要と認められる場合2年以内（ただし、平成26年3月31日までは3年以内））</p>
実施期限	平成26年3月31日まで

※1 経営環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

※2 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）雇用の維持又は拡大を図る場合

（注2）次のいずれにも該当する場合

(1) 借入負担が重く、経営の改善に迫られていること

(2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項に定める認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて事業計画書を策定すること

（注3）前（注1）及び（注2）のいずれの要件も満たす場合

(2) 金融環境変化対応資金

① 金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている生活衛生関係業者が、長期資金の導入により経営安定を図るための運転資金の貸付。

② 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、金融機関との取引状況との変化により一時的に資金繰りに困難をきたしているもので、かつ、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>(1) 取引金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けたもの。</p> <p>(2) 取引金融機関が次のいずれかの実質的経営破綻等の状態にあるもの。</p> <p>① 整理回収機構又は預金保険機構を活用した不良債権処理を伴う営業譲渡、事業譲渡又は合併が公表されたこと。</p> <p>② 上記に準ずるものと認められる場合。</p> <p>(3) 次の①又は②のいずれかに該当するもの</p> <p>① 取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡された者等で、経常利益を計上している等、業況が順調であると認められるもの。</p> <p>② 再生の可能性のあるものとして、取引金融機関からの借入等が整理回収機構に信託された者で経営利益を計上している等業況が順調であると認められるもの。</p> <p>(4) 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化しているもの。ただし、経営状況が次の①又は②に該当し、かつ取引金融機関との取引状況が③から⑤のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 経営状況 最近における税引前損益又は経常損益が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し悪化していないこと。悪化している場合であっても、過去5年間の決算期における平均の税引前損益又は経常損益に比し悪化していない等、中長期的には資金繰りの改善と経営の安定が十分見込まれること。</p> <p>② 最近における売上高に対する借入金残高（割引手形及び社債の残高を含む。）又は支払利息割引料の比率が前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比して増加していないこと。</p> <p>③ 実効金利等の状況 次のいずれかに該当すること。 ア 最近における実効金利が前年同期に比し上昇している場合において、同時期における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと。 イ 最近における実効金利が前年同期と同じである場合において、同期間における長期プライムレートが低下していること。 ウ 最近における実効金利が前年同期に比し低下している場合において、同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅より低下していること。</p> <p>④ 担保設定額の状況 最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること。 ただし、単に借入金が増加し返済され、その期間、担保設定額の見直しがなされなかったために比率が増加することとなった場合は、該当しないものであること。</p> <p>⑤ 調達困難の状況 取引金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高いと考えられる次のいずれかの状態にあること。 ただし、次のイ及びウについては、最近における長期借入金、短期借入金及び割引手形の合計額が増加していないものに限る。 ア 最近における固定長期適合率が上昇していること。ただし、自己資本の減少のみにより、又は、固定資産の増加のみにより、固定長期適合率が上昇した場合を除く。</p>
------	--

	<p>イ 定期性預金の取崩し又は資産売却を行っていること。ただし、設備投資の資金調達のための定期性預金の取崩しを行った場合及び遊休資産を売却した場合を除く。</p> <p>ウ 最近における回収条件が短縮化又は支払条件が長期化していること。</p> <p>エ 継続的に利用している短期借入金について、借入金額が減少されたこと又は利用継続を停止されたこと。ただし、担保価値の下落に伴い借入金額の減少又は利用継続の停止となった場合を除く。</p> <p>オ 最近における手形の割引について、取引金融機関から割引金額を減少されたこと又は利用継続を停止されたこと。</p> <p>カ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し上昇している場合における短期プライムレートが手形の割引利率の上昇幅以上に上昇していないこと。</p> <p>(イ) 最近における手形の割引利率が前年同期と同じである場合において、同期間における短期プライムレートが低下していること。</p> <p>(ウ) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し低下している場合において、同期間における短期プライムレートが手形の割引利率の低下幅より低下していること。</p> <p>(5) 次の①及び②の要件を満たす者</p> <p>① 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から、次のイからホまでのいずれかの要請又は取扱いを受けている者。</p> <p>イ 借入残高の減少</p> <p>ロ 約定した返済条件を超える弁済</p> <p>ハ 当座預金の解約</p> <p>ニ 担保・保証人の追加</p> <p>ホ 借入金利の引上げ</p> <p>② 前①の要請又は取扱いを受けた取引金融機関との取引において、返済等に問題がないこと。</p>
資金使途	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
貸付利率	基準利率
貸付限度額	既往貸付残高にかかわらず別枠3,000万円以内（ただし、平成26年3月31日までは4,000万円）
貸付期間及び据置期間	<p>貸付期間 5年以内（特に必要と認められる場合7年以内（ただし、平成26年3月31日までは8年以内））</p> <p>据置期間 1年以内（特に必要と認められる場合2年以内（ただし、平成26年3月31日までは3年以内））</p>
実施期限	平成26年3月31日まで

※1 金融環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

※2 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

9 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置

(1) 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付

① 東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【震災直接被害関連】		【震災間接被害関連】	【震災セーフティネット関連】
貸付対象	直接被害者であって、特定被災区域（注1）内に事業所を有し、事業活動を行う方		間接被害者であって、特定被災区域（注1）内に事業所を有し、事業活動を行う方	その他震災による被害者であって、特定被災区域（注1）内に事業所を有し、事業活動を行う方
	①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者（②に該当する者以外）	②原子力発電所の事故に関する警戒区域等（注2）内に事業所を有する者	③①又は②の者と取引のある者	④その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者（風評被害等による影響を含む。）であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③までに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金 			④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注3） （ただし、東日本大震災に伴う災害貸付の既往残高を含む。）			別枠5,700万円（振興運転資金貸付及び経営環境変化対応資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）（注4）
貸付期間 （据置期間）	設備：20年（5年） 運転：15年（5年）		設備：15年（3年） 運転：15年（3年）	運転：8年（3年）
貸付利率	基準利率			
	＜被害証明書等の提出のある者＞（注5）			
	【3,000万円以内】 ＜当初3年間＞ 基準利率－1.4% ＜4年目以降＞ 基準利率－0.5% 【3,000万円超】	【3,000万円以内】 ＜当初3年間＞ 基準利率－0.9% ＜4年目以降＞ 基準利率 【3,000万円超】	＜完済まで＞ 一定の要件（注6）に該当する場合は、最大0.5%の利率低減が可能	

	<完済まで> 基準利率-0.5%	<完済まで> 基準利率 ただし一定の要件（注 6）に該当する場合は、 上記各利率から最大 0.5%の利率低減が 可能	
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいう。

（注2）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

（注3）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注4）「経営環境変化対応資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）と合わせて5,700万円」から「別枠5,700万円」とする取扱は、平成23年12月12日から平成26年3月31日までの貸付決定分に適用する。

（注5）震災直接被害関連及び震災間接被害関連における借換のための運転資金に対し、本貸付における低減利率は適用できない。

（注6）次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減される。

- 1 雇用の維持又は拡大を図る場合。
- 2 最近における売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同期に比し5%以上減少している場合。
- 3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合。

③ 被害証明書等の提出がある場合であつて、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付を一般貸付に適用する場合には、都道府県知事の推せん書の添付を省略することができる。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

- ① 東日本大震災による直接被害又は間接被害を受けた者であって、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額1,500万円とは別に1,000万円の適用が可能である。
- ② 制度の概要

貸付対象	次のいずれにも該当する者 (1) 次のいずれかに該当する者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域内に事業所を有し事業活動を行うもの ア 直接被害者 (ア) 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者（(イ)に該当する者を除く。） であって、被害証明書等を提出できるもの (イ) 原子力発電所の事故に関する警戒区域等内（注）に事業所を有する者 イ 間接被害者 前ア（ア）又は（イ）の者と一定以上の取引がある者であって、被害証明書等を提出できるもの (2) 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う者
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 (据置期間)	運転資金：7年以内（1年） 設備資金：10年以内（2年）
貸付利率	貸付日から当初3年間：貸付期間5年の基準利率－1.2% 貸付日から3年経過後：経営改善利率
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金
実施期限	平成26年3月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

(3) 創業融資における特例措置（東日本大震災関連）

① 一般貸付又は振興事業貸付のうち、一定の条件を満たす創業する者及び創業しておおむね5年以内の者に対し1,000万円を上限に利率の低減が可能である。

② 制度の概要

貸付対象	<p>生活衛生関係営業を創業しようとする者又は創業しておおむね5年以内の者であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 創業する被災者 次のいずれかに該当する者であって、特定被災区域（注1）内に事業所を有し事業活動を行うもの</p> <p>ア 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する者（勤務先が特定被災区域（注1）に所在する場合に限る。）</p> <p>イ 前アにより創業後おおむね5年以内の者</p> <p>(2) 被災地で創業する者 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 特定被災区域（注1）において創業する者</p> <p>イ 前アにより創業後おおむね5年以内の者（注2）</p> <p>（注1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいう。</p> <p>（注2）東日本大震災後に創業し、現在も被災地において営業している場合に限る。</p>
貸付限度額	一般貸付又は振興事業貸付に定める限度額のうち、1,000万円
貸付金の使途	貸付対象に掲げる者が、創業するために必要な設備資金及び創業後の事業のために必要な設備資金
貸付利率	<p>(1) 創業する被災者 当初3年間：基準利率－1.4% 4年目以降：基準利率－0.5%</p> <p>(2) 被災地で創業する者 基準利率－0.5%</p>
貸付期間	7年以内
据置期間	6ヵ月以内
実施期限	平成26年3月31日まで

※ 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(参考)

10 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表

—平成25年10月9日現在—

(単位：% (年))

貸付期間	特別利率 ①	特別利率 ②	特別利率 ③	浴場利率	経営改善 利 率	基準利率
5年以内	1.50	1.25	1.00	0.50	1.60	1.90
5年超6年以内	1.50	1.25	1.00	0.50	1.60	1.90
6年超7年以内	1.60	1.35	1.10	0.60	1.60	2.00
7年超8年以内	1.60	1.35	1.10	0.60	1.60	2.00
8年超9年以内	1.70	1.45	1.20	0.70	1.60	2.10
9年超10年以内	1.70	1.45	1.20	0.70	1.60	2.10
10年超11年以内	1.80	1.55	1.30	0.80	—	2.20
11年超12年以内	1.80	1.55	1.30	0.80	—	2.20
12年超13年以内	1.90	1.65	1.40	0.90	—	2.30
13年超14年以内	2.00	1.75	1.50	1.00	—	2.40
14年超15年以内	2.00	1.75	1.50	1.00	—	2.40
15年超16年以内	2.10	1.85	1.60	1.10	—	2.50
16年超17年以内	2.10	1.85	1.60	1.10	—	2.50
17年超18年以内	2.20	1.95	1.70	1.20	—	2.60
18年超19年以内	2.30	2.05	1.80	1.30	—	2.70
19年超20年以内	2.30	2.05	1.80	1.30	—	2.70
20年超21年以内	2.40	2.15	1.90	1.40	—	2.80
21年超22年以内	2.40	2.15	1.90	1.40	—	2.80
22年超23年以内	2.40	2.15	1.90	1.40	—	2.80
23年超24年以内	2.50	2.25	2.00	1.50	—	2.90
24年超25年以内	2.50	2.25	2.00	1.50	—	2.90
25年超26年以内	2.50	2.25	2.00	1.50	—	2.90
26年超27年以内	2.60	2.35	2.10	1.60	—	3.00
27年超28年以内	2.60	2.35	2.10	1.60	—	3.00
28年超29年以内	2.60	2.35	2.10	1.60	—	3.00
29年超30年以内	2.60	2.35	2.10	1.60	—	3.00

(注) 用途、返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用される。

11 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）予算の年度別推移

(1) 一般会計より受入金（補給金）及び出資金

(単位：百万円)

年度区分	昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
当初予算額	221	6,394	4,869	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	6,730	5,544	5,002	4,517	2,583	1,190
補正増△減	△1	0	0	0	0	0	0	0	2,338	1,233	874	467	398	355
決算額	198	6,394	4,439	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	9,068	6,777	5,876	4,984	2,981	1,545
不用額	22	0	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計出資金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,703	2,200	4,154	0	0	4,700	0	0

年度区分	13	14	15	16	17	18	19	20		21	22	23	24	25
								上期	下期					
当初予算額	2,002	1,429	984	838	696	663	702	349	376	1,030	1,229	1,532	1,587	1,705
補正増△減	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0	0	
決算額	2,002	1,429	984	801	696	663	702	349	389	882	1,229	1,522	1,564	
不用額	0	0	0	37	0	0	0	0	53	149	0	10	23	
一般会計出資金	700	200	0	3,300	355	0	1,400	0	44	955	223	5,245	314	

(注) 1 平成10年度までは環境衛生金融公庫計上分、20年度上期までは国民生活金融公庫計上、20年度下期以降は日本政策金融公庫分

2 平成23年度に受入れた一般会計出資金5,245百万円のうち3,131百万円は、平成24年12月28日付けで東日本大震災復興特別会計に帰属している。

(2) 貸付計画額等

(単位：億円)

年度区分		昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
貸付金	当初	(0)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)
	追加	200	1,850	2,020	2,150	2,250	2,350	2,800	3,060	3,200	2,800	2,600	3,200	3,200	3,200
	計	0	0	0	0	0	750	530	0	0	△400	600	0	0	0
	実績	200	1,850	2,020	2,150	2,250	3,100	3,330	3,060	3,200	2,400	3,200	3,200	3,200	3,200
残高	61	1,536	1,991	2,066	2,225	3,022	3,324	3,001	2,517	2,291	2,177	2,271	2,048	1,786	
実績	238	6,347	6,196	6,873	7,649	9,027	10,299	11,254	10,930	10,934	10,921	11,112	11,157	10,923	

年度区分		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25 予算
貸付金	当初	(210)	(190)	(190)	(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	(55)
	追加	2,530	2,300	2,300	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1,200	1,150	1,150
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績	(210)	(190)	(190)	(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	
残高	2,530	2,300	2,300	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1,200	1,150		
実績	1,681	1,318	1,293	1,034	941	765	675	693	625	625	516	538	-	
残高	10,483	9,813	9,156	8,372	7,552	6,798	6,073	5,481	4,912	4,427	3,952	3,559	-	

(注) 1 ()内は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分(19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分)で、内書である。

2 42年度の生活衛生資金としては、200億円の外に国民金融公庫計上分100億円がある。

12 貸付状況等

(1) 貸付の推移

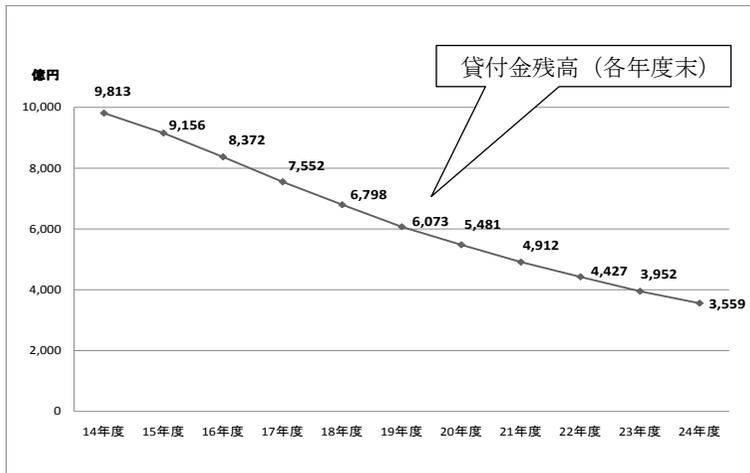
区 分	42年度	60	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
貸付額 (億円)	61	1,392 (144)	1,907 (84)	1,989 (77)	2,126 (99)	2,903 (119)	3,191 (133)	2,890 (111)	2,398 (119)	2,169 (122)	2,063 (114)	2,145 (126)	1,936 (112)	1,689 (97)
貸付件数 (件)	9,588	46,784 (7,047)	35,757 (3,760)	32,225 (3,320)	32,238 (3,943)	36,476 (4,779)	39,634 (5,404)	36,905 (4,362)	34,615 (4,300)	32,504 (4,601)	32,411 (4,342)	33,353 (4,517)	31,096 (3,996)	28,355 (3,473)
1件あたり 貸付金 (千円)	640	2,975 (2,047)	5,333 (2,244)	6,172 (2,311)	6,595 (2,512)	7,959 (2,488)	8,053 (2,454)	7,832 (2,551)	6,927 (2,778)	6,675 (2,646)	6,364 (2,638)	6,434 (2,796)	6,227 (2,807)	5,959 (2,797)

区 分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
貸付額 (億円)	1,598 (83)	1,246 (71)	1,225 (68)	983 (52)	892 (50)	725 (40)	675 (36)	693 (46)	625 (42)	625 (39)	516 (30)	538 (32)
貸付件数 (件)	28,357 (3,010)	23,786 (2,661)	22,984 (2,512)	18,920 (1,942)	16,902 (1,827)	14,469 (1,551)	14,675 (1,404)	14,558 (1,493)	12,501 (1,268)	12,081 (1,362)	10,118 (973)	9,509 (1,009)
1件あたり 貸付金 (千円)	5,633 (2,780)	5,241 (2,691)	5,330 (2,718)	5,194 (2,672)	5,276 (2,729)	5,009 (2,627)	4,602 (2,588)	4,765 (3,091)	5,000 (3,386)	5,173 (2,863)	5,105 (3,100)	5,661 (3,218)

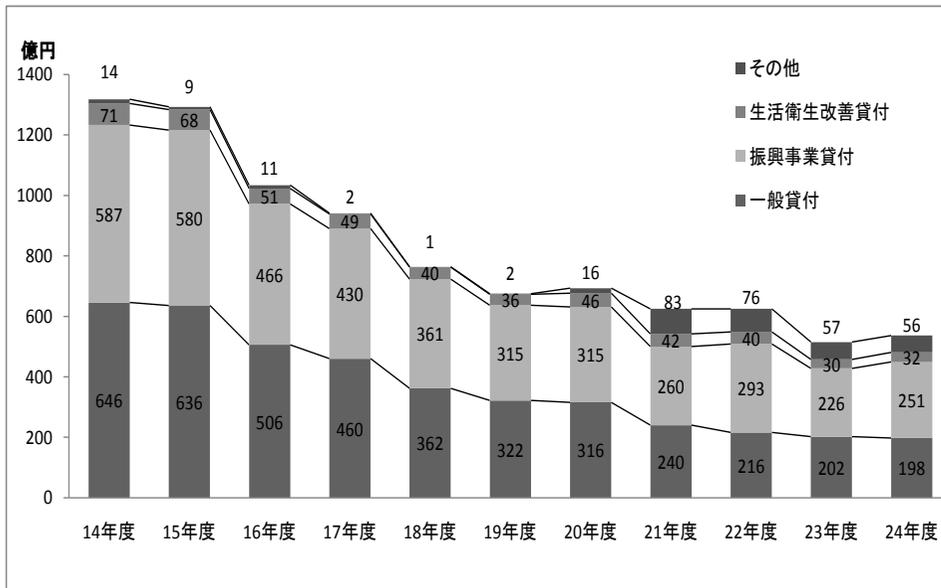
(注) () 内数字は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分（19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分）で、内書である。

(2) 貸付実績等について

貸付金残高



融資実績



(3) 平成24年度業種別・貸付種別 貸付状況

業種等	一 般 貸 付		振興事業貸付		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金 額
	飲食店関係営業	2,691	12,759,080	1,817	12,352,175	4,508
そば・うどん店	120	579,140	75	582,970	195	1,162,110
中華料理店	274	1,251,390	157	1,065,600	431	2,316,990
すし店	76	451,600	73	478,520	149	930,120
料理店	7	31,400	15	103,700	22	135,100
喫茶店	139	586,790	92	805,170	231	1,391,960
社交業	165	633,350	143	540,930	308	1,174,280
その他飲食店	1,910	9,225,410	1,262	8,775,285	3,172	18,000,695
食肉販売業	11	43,350	21	214,350	32	257,700
食鳥肉販売業	4	17,000	0	0	4	17,000
氷雪販売業	2	5,000	1	15,000	3	20,000
理容業	300	1,031,880	426	1,844,570	726	2,876,450
美容業	816	4,262,400	1,190	7,643,620	2,006	11,906,020
興行場営業	0	0	2	18,750	2	18,750
ホテル・旅館業	58	392,610	138	1,832,540	196	2,225,150
簡易宿所営業	15	167,200	9	309,000	24	476,200
下宿営業	4	13,000	0	0	4	13,000
一般公衆浴場業	60	875,330	2	42,000	62	917,330
サウナ営業	4	82,600	-	-	4	82,600
クリーニング業	54	188,840	146	830,690	200	1,019,530
理・美容師養成施設	0	0	-	-	0	0
合 計	4,019	19,838,290	3,752	25,102,695	7,771	44,940,985

(単位：件，千円)

生活衛生改善貸付		特別貸付		全貸付	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
529	1,735,560	470	3,294,000	5,507	30,140,815
30	66,410	24	208,300	249	1,436,820
64	184,600	50	429,420	545	2,931,010
21	85,550	42	344,000	212	1,359,670
6	13,900	4	40,000	32	189,000
41	135,800	17	75,700	289	1,603,460
75	236,450	35	124,900	418	1,535,630
292	1,012,850	298	2,071,680	3,762	21,085,225
1	1,500	21	345,150	54	604,350
1	15,000	2	82,000	7	114,000
1	2,500	0	0	4	22,500
239	638,950	38	248,300	1,003	3,763,700
86	311,990	115	581,500	2,207	12,799,510
0	0	0	38,000	2	56,750
11	53,200	42	610,050	249	2,888,400
1	7,700	0	0	25	483,900
0	0	0	0	4	13,000
17	54,990	5	57,500	84	1,029,820
-	-	-	-	4	82,600
123	426,410	36	391,830	359	1,837,770
-	-	-	-	0	0
1,009	3,247,800	729	5,648,330	9,509	53,837,115

(4) 貸付制度の推移（主要事項）

年 月 日	推 移
42. 9. 2	環境衛生金融公庫設立
42.10. 2	制度発足（貸付業務開始）
43. 5.15	融資の一元化（環衛業を営むのに必要な設備資金は、原則としてすべて公庫資金により一元的に融資することとした）
43. 6.15	災害貸付要綱の制定
45. 9. 1	直接審査・貸付決定（乙式貸付の開始……一定金額以上の借入申込については、公庫が直接審査し、貸付決定を行うこととした）
47. 7. 1	民間金融機関に対する業務の直接委託
48.10.11	小企業等設備改善資金特別貸付の創設（常時雇用する従業員数が2人以下、クリーニング業にあっては5人以下の会社、個人。53.4.5小企業者に準ずる者～常時雇用する従業員数5人以下～も対象とした）（25.3.31まで）
57. 1. 1	直接貸付の実施（東京都、神奈川県で申込金額が一定額を超えるものについては、公庫が直接貸付を行うこととした）（13.4.20廃止）
57. 4. 6	公衆浴場特別対策の実施
58. 4. 4	振興事業施設貸付の創設
61.10. 1	運転資金貸付の創設（振興事業に係る運転資金制度の創設）
元. 3. 7	消費税導入円滑化貸付の創設（3.3.31廃止）
2. 3.26	経営基盤強化貸付の創設（3.3.31廃止）
3. 1.23	活性化貸付の創設（4.12.31廃止）
4. 9.14	緊急特例限度貸付制度の創設（7.3.31廃止）
4.12.14	特定フロ等規制に係る特別貸付制度の創設（7.12.31廃止）
4.12.14	発展基盤整備貸付の創設（7.3.31廃止）
5. 6. 4	返済資金特別貸付制度の創設（7.3.31廃止）
5. 6.16	環境衛生関係営業運転資金支援特別貸付制度の創設（7.6.30廃止）
6. 2.24	成長支援特別貸付制度の創設（7.3.31廃止）
7.10.19	事業展開支援特別貸付の創設（8.12.31廃止）
7.10.19	運転資金円滑化特別貸付の創設（8.12.31廃止）
7.10.19	返済資金緊急特別貸付の創設（17.3.31廃止）
9.12. 1	営業振興運転資金貸付に係る貸付限度等の特例措置の実施（10.4.8廃止）
10. 4. 8	衛生環境激変対策特別貸付の創設
10. 4. 8	金融環境変化対応特別貸付の創設（12.12.22廃止）
10. 5. 1	事業展開支援特別貸付の創設（14.3.31廃止）
10. 6.17	運転資金円滑化特別貸付の創設（12.12.22廃止）
11.10. 1	国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合し、国民生活金融公庫発足
12.12.25	生活衛生経営安定貸付の創設（25.3.31まで（一部資金は22.3.31まで））
15. 2. 3	経済再生改革対応緊急貸付の創設（17.3.31廃止）
20.10. 1	国民生活金融公庫と他の政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫発足